

福島市公告第 343 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画の決定をしたいので、同法第17条第1項の規定により、次の通り公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について縦覧期間満了の日まで意見を提出することができる。

令和5年11月24日

福島市長 木幡 浩

1. 都市計画の種類

県北都市計画 用途地域

2. 都市計画を変更する土地の区域

福島市のうち

南矢野目字中谷地の一部の区域

3. 都市計画の案の縦覧場所

福島市五老内町3番1号

福島市都市政策部都市計画課

4. 都市計画の案の縦覧期間

令和5年11月24日から令和5年12月8日まで

（福島市の休日を定める条例第1条による休日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで